

# 自治会法人化の 手引き

小田原市地域政策課

令和5年12月修正

# 目 次

第1	自治会の法人化とは	
1	制度概要	.....P1
2	地縁による団体の定義	.....P1
3	認可の要件	.....P1
4	認可地縁団体としての権利と義務	.....P2
5	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例	.....P3
第2	市への認可(法人化)申請について	
1	認可申請の手続きフロー	.....P4
2	認可申請の注意点	.....P5
3	認可申請に必要な書類	.....P5
4	公告申請に必要な書類	.....P7
5	認可後の各種手続きについて	.....P8
第3	各種資料・様式	
1	規約例	.....P9
2	認可申請書	.....P20
3	議事録作成例(認可申請を受ける旨の議決)	.....P21
4	構成員名簿	.....P23
5	承諾書	.....P24
6	公告申請書	.....P25
7	規約変更認可申請書	.....P26
8	告示事項変更届出書(代表者の変更)	.....P27
9	告示事項変更届出書(事務所の所在地及び代表者の変更)	.....P28
10	告示事項変更届出書(上記以外の告示事項の変更)	.....P29
11	議事録作成例(告示事項の変更に関するもの)	.....P30
12	地方自治法(抜粋)	.....P32
第4	Q & A	.....P41

# 第1 自治会の法人化とは

## 1 制度概要

自治会等のいわゆる「地縁による団体」は、従来「権利能力なき社団」として位置付けられ、法人格を取得できなかったため、保有する資産(公民館等)を、代表者等の個人名義により登記するしかありませんでした。

しかし、名義人の転居や死亡による名義変更や相続手続きの中で、多くのトラブルが生じており、国会においても、昭和44年頃から問題解決が求められていました。

こうした動向を受け、地方自治法の一部を改正する法律が、平成3年4月に公布施行されました。この改正によって、自治会等は、市から「地縁による団体としての認可」を受けることができるようになり、認可された自治会等(以下「認可地縁団体」)は、法務局において、自治会等名義で不動産等の登記を行うことが可能となりました。

さらに、令和3年の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第11次地方分権一括法)による地方自治法改正により、不動産等の保有及び保有の予定の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うために、法人格を取得することができるようになりました。

これが、自治会法人化の制度です。なお、法人格を登記する手続きは不要です。

## 2 地縁による団体の定義

地縁による団体とは、法律において、「町または字の区域その他市町村の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されており、いわゆる自治会等の地域的な共同活動を行っている団体のことを指します。

この地縁による団体は、一定の地域に住所を有する「つながり」に基づいて組織されたものなので、スポーツ同好会のように特定の目的の活動を行う団体、また、老人会・婦人会のように構成員に年齢・性別等の特定の属性を必要とする団体は、地縁による団体ではありません。

## 3 認可の要件

認可を受けようとする地縁による団体は、次の4つの要件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 当該団体の区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行う事を目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- (2) その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められており、その区域は、当該地縁による団体が相当の期間(概ね6か月以上)にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。
- (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員になることができるものとし、その相当

- 数(概ね半数)の者が現に構成員となっていること。  
 (4) 規約(法律に定められた事項が定められていること。)を定めていること。

#### 4 認可地縁団体としての権利と義務

認可地縁団体が保有し登記ができる「不動産等」とは、土地及び建物に関する権利のほか、立木の所有権、抵当権、登録を要する金融資産が含まれます。

また、認可地縁団体は、地方自治法等の関係法令に基づく団体運営を行う義務があります。課税関係については、基本的には法人化の前と変わりません。これは、本来課税されるという意味で「変わらない」ということです。したがって、収益事業を行う場合は税金がかかります。なお、不動産の登記については、登録免許税が課税されますので留意してください。

《税の所轄機関》 ※詳細はそれぞれの所轄機関にお問い合わせください。

横浜地方法務局西湘二宮支局(登録免許税)	電話 0463-70-1102
小田原税務署(法人税)	電話 0465-35-4511
小田原県税事務所(法人県民税、不動産取得税等)	電話 0465-32-8000
小田原市市民税課(法人市民税)	電話 0465-33-1354
小田原市資産税課(固定資産税)	電話 0465-33-1361

なお、地方自治法では、認可地縁団体について次のように規定しています。

- (1) 認可地縁団体は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。(地方自治法第260条の2-7)
- (2) 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。(同法第260条の2-8)
- (3) 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。(同法第260条の2-9)
- (4) 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があったときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。(同法第第260条の2-11)

##### 【告示された事項】

- ・自治会の名称                      ・規約に定める目的                      ・区域
- ・事務所の所在地                      ・代表者の住所及び氏名
- ・裁判所による代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者の選任の有無
- ・代理人の有無                      ・認可の年月日

※このため、自治会長(代表者)が交替した場合は、告示事項の変更を市に届け出る必要があります。

## 5 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

前述の地方自治法の改正により、自治会名での登記が可能になったものの、表題部所有者又は所有権の登記名義人(例:公民館設立時の自治会役員)の多くがすでに亡くなっており、その相続人の把握が困難なため同意を得ることができず、手続きを進められないケースが発生し始めました。

この問題を解決するため、認可地縁団体が所有する不動産のうち一定の要件を満たすものについて、市町村長が公告手続きを経て公告結果(承諾)の情報を提供することにより、認可地縁団体が単独で登記の申請ができる特例を定めた地方自治法の一部を改正する法律が成立し、平成27年4月1日より施行されました。

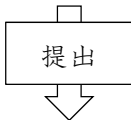
## 第2 市への認可(法人化)申請について

### 1 認可申請の手続きフロー

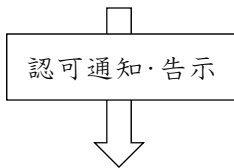
- (1) **事前準備** ・自治会等において話し合い、準備にあたっては、必ず市に御相談ください。  
(2) **総会の議決** ・自治会等の総会で、認可申請等の議決を受けます。

- (3) **申請** ・次の書類を作成し、市に提出してください。

- ①規約
- ②認可を申請することについて総会で議決したことを証する総会議事録の写し
- ③構成員の名簿
- ④その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- ⑤申請者が代表者であることを証する書類

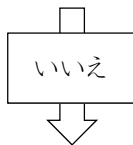


- (4) **地縁団体として市が認可します。**



不動産の名義を認可地縁団体へ変更するには、法務局での不動産の移転登記等が必要です。登記は、当該不動産の現時点での登記関係者(名義人・相続人)と認可地縁団体が一緒に行う必要があります(不動産登記法第60条)。

- (5) **登記関係者全員の所在がわかりますか。**  はい → 法務局で登記手続きを行ってください。



※認可地縁団体の証明書は市が1通300円で交付します。

- (6) **市に公告申請をするため、次の書類を揃えてください。**

- ①公告申請書
- ②申請不動産の登記事項証明書
- ③公告申請することについて総会で議決したことを証する書類
- ④申請者が代表者であることを証する書類
- ⑤地方自治法第260条の46-1各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料
  - ア 当該不動産を所有し、10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有している証明
  - イ 登記名義人のすべてが認可地縁団体の構成員であった証明
  - ウ 登記関係者の所在が知れない証明



約3ヶ月の公告期間内に登記関係者等から異議がなければ、市から承諾の通知をします。その通知により法務局で登記の手続きができます。

※代表者や住所、規約等の変更をした場合は、告示事項変更届出書または規約認可申請書の提出が必要です。また、権利を第三者に移転する等の場合に、認可地縁団体印鑑登録をすることができます。

## 2 認可申請の注意点

- (1) 認可の申請は、あくまで地縁による団体の自主的な判断により行われるものです。
- (2) 申請にあたっては、必ず自治会等の現行の規約に基づいて総会を開催し、認可申請の可否だけでなく、規約の整備、代表者の決定、区域の確定、構成員の確定等についても審議し、決議してください。
- (3) 特に規約については、必ず見直しをしていただき、認可要件に合致するよう規約の改正をしてください。なお、認可要件に合致しているかどうか事前確認が必要となるため、総会を開催する前に、規約の内容について、必ず市に御相談ください。

## 3 認可申請に必要な書類(6種類)

【書類1】認可申請書(様式 P20)

【書類2】規約(例・解説 P9～19)

【定めなければならない事項】 次の①から⑧までの事項が規定されていなければなりません。

### ① 目的

「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨を記載するものであり、特定の活動のみを目的とするような記載は認められません。

ただし、その活動内容は、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に定めることが求められます。

### ② 名称

地方自治法では何の制約もなく、「地縁による団体」といった用語を名称に用いなければならないということはありませんが、他の法令において名称独占規定がある場合は、当該規定に従う必要があります。

### ③ 区域

区域は、住民にとって客観的に明らかなものとして定めることとされています。このため、当該地縁による団体の構成員だけでなく、他の地域住民にとっても容易にその区域が画されるものとします。

したがって、規約や認可の申請書類において、団体の区域は、町・字・地番による表示のみならず、河川や道路等による区域も表示も認められます(例:小田原市久野 1,500 番地から 1,730 番地のうち、山王川の北側)。

### ④ 主たる事務所の所在地

主たる事務所とは、地縁による団体について1ヶ所設けられた事務所をいい、この所在地が当該地縁による団体の住所となります。

この事務所の所在地については、地方自治法上の制約はなく、例えば代表者の自宅としても良いし、集会施設の所在地としても構いません。

規約における規定の仕方も、事務所の番地等を示しても良いし、「代表者の自宅」と定める

ことも可能です。

#### ⑤ 構成員の資格に関する事項

構成員の資格については、当該区域に住所を有する個人がすべて地縁による団体の構成員となり得るものであることと、当該地縁による団体は、正当な理由がない限り、区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを必ず定めなければなりません。

なお、地縁による団体の構成員は、区域に住所を有する自然人たる個人であり、年齢・性別等の条件は存在しません。しかしこれは、区域内に住所を有する法人・組合等の団体が、「賛助会員」等になることを妨げるものではありません。

また構成員は、あくまで「区域内に住所を有する個人」に限られていることから、区域外に住所を有する個人は構成員になることができません。同様に、構成員を「世帯」とすることも認められません。

この他に、加入・脱退等の資格の得喪に係る手続き事項等を定めることが望ましいです。

#### ⑥ 代表者に関する事項

代表者の選出方法、任期、代表者の権限、代表者に委託する事務等について規定するものです。(地方自治法第260条の5～10)

#### ⑦ 会議に関する事項

地縁による団体の通常総会及び臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項等を定めるものです。(同法第260条の13～19)

#### ⑧ 資産に関する事項

資産(積極財産をいう。負債は含まない。)の構成及び取得、処分等の管理方法等を定めるものです。

この事項については同法第260条の4で規定されており、認可地縁団体は財産目録を作成することとされておりますが、資産の構成(固定資産・流動資産を問わない。)のみならず、経費の支弁等その管理についても定めるものです。

なお、この場合、資産の構成は、例えば「資産の構成は別に定める資産目録による」とすることも可能です。

### 【書類3】 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類(議事録例 P21～22)

認可を申請する旨を決定した総会の議事録(議長と議事録署名人が署名又は記名押印したものの)の写しです。

### 【書類4】 構成員の名簿(例 P23)

構成員全員の氏名・住所を記載したものです。

区域に住所を有する個人がすべて地縁による団体の構成員になり得るため、構成員を世帯とすることは認められていません。また、地縁による団体を構成員とする連合体の名簿は、この要件を満たすものとはいえません。

### 【書類5】 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域



社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類  
一般的には、総会に提出した年度事業報告書や収支決算書等、当該団体の活動の実績を  
示す報告書等で足りるものと考えられています。

**【書類6】 申請者が代表者であることを証する書類(議事録例 P21～22、様式 P24)**

申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録(議長と議事録署名人が署名  
又は記名押印したもの)の写し、及び申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書等の写し  
で、申請者本人の署名又は記名押印のあるものです。

**4 公告申請に必要な書類(5種類) ※申請前に必ずご相談ください。**

**【書類1】 公告申請書((様式 P25)**

**【書類2】 申請不動産の登記事項証明書**

**【書類3】 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46-1に規定する申請をすることについ  
て総会で議決したことを証する書類**

**【書類4】 申請者が代表者であることを証する書類(議事録例 P21～22、様式 P24)**

**【書類5】 地方自治法第260条の46-1各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料**

疎明資料は以下の3種類が必要です。

**① 当該認可地縁団体が当該不動産を所有し、10年以上所有の意思をもって平穩かつ公  
然と占有していることを疎明する資料**

当該不動産の所有または占有に係る事実が記載された事業報告書等と併せて、公共  
料金の支払領収書、固定資産税台帳の記載事項証明書、旧土地台帳の写し等が必要  
です。(地方自治法260条の46-1-1、2)

これらの入手が困難な場合は、入手困難である理由書を提出した上で、当該不動産を  
所有または占有していることについて、隣地の所有権の登記名義人や地域の実情に精通  
した者等(以下、「精通者等」)の証言を記載した書面や写真等により疎明していただきます。

**② 当該不動産の登記名義人等の全てが当該認可地縁団体の構成員またはかつて構  
成員であった者であることを疎明する資料**

認可地縁団体の構成員名簿等で疎明します。(同法260条の46-1-3)入手が困難な  
場合は、入手困難である理由書を提出した上で、精通者等の証言を記載した書面等により  
疎明していただきます。

**③ 当該不動産の登記関係者の全部または一部の所在が知れないことを疎明する資料**

登記関係者のうち少なくとも一人について、所在が知れないことを疎明するに足りる以下の  
資料が必要です。(同法260条の46-1-4)

- ・登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面
- ・登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- ・精通者等が登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

なお、この場合において、認可地縁団体は所在が判明している登記関係者から、特例制度の公告申請を行うことについての同意を得ておくことが望ましいです。

## 5 認可後の各種手続きについて

### (1)不動産等の登記

法務局での手続きとなります。

※認可地縁団体の証明書は市が1通300円で交付します。

※認可地縁団体としての法務局への法人登記は、市長が行う告示をもってこれに代えることとなりますので必要ありません。

### (2)代表者等の変更

認可を受けて告示された事項(自治会の名称、規約に定める目的、区域、事務所の所在地、代表者の住所及び氏名、裁判所による代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者の選任の有無、代理人の有無)に変更が生じた場合は、告示事項変更届出書(様式P27~29)と、当該変更を総会で議決したことを証する書類(議事録の写し)を市へ提出してください。

### (3)規約の変更

規約を変更した場合は、市長の認可が必要ですので、規約変更認可申請書(様式P26)と、変更内容及び理由を記載した書類、当該変更を総会で議決したことを証する書類(議事録の写し)を市へ提出してください。

### (4)印鑑登録

不動産の権利を第三者に移転する等の場合に、認可地縁団体の印鑑登録証明書が必要となります。必要に応じて登録を行ってください(新たに不動産を取得される場合の所有権移転登記には、印鑑登録証明書は不要です)。詳細については市へお問い合わせください。

### (5)認可取り消しと解散

認可地縁団体が地方自治法第260条の2-2各号に掲げられた認可要件のいずれかを欠くことになったときや不正な手段により認可を受けたときは、認可を取り消すことがあります。

また、認可地縁団体は同法第260条の20各号に掲げられた事由によって解散となります。解散をすると、市への解散届の提出のほか、清算人(基本的には解散時の自治会長)による財産等の清算や公告等の手続きが必要となりますので、事前に市へ相談してください。

### 第3 各種資料・様式

#### 【規約例】

条文例	逐条解説（留意点）
<p>第1章 総則</p>	<p>章立ての設定の有無や章立ての形式については、特段の制約がない。</p>
<p>（名称） 第1条 この会は、〇〇〇〇自治会という。</p>	<p>「名称」は、規約において必ず規定しなければならないが、その付け方には制限がない。</p>
<p>（区域） 第2条 この会の区域は、××市〇〇町のうち、別表（別図）に定める区域とする。</p>	<p>「区域」は、規約において必ず規定しなければならない。住民が客観的かつ明らかに理解できる必要がある。</p> <p>左記のように別表で表示する場合は、見やすいよう工夫をすること。</p> <p>左記のほかには次のような定め方がある。</p> <p><b>例1</b> ××市〇〇町全域を区域と定める場合 『この会の区域は、××市〇〇町全域とする。』</p> <p><b>例2</b> 字単位・丁目単位・町（行政区画）単位で区域が区切られている場合で、最も簡単かつ明確である場合 『この会の区域は、小田原市〇〇☆丁目◎◎番地から◇◇番地までの区域とする。』 ※地番等が連続していない部分については、該当地番等を列挙する。</p> <p><b>例3</b> 河川や道路等による区域の表示とする場合 『この会の区域は、〇〇市××町のうち☆☆川の北及び市道◎◎号の南の区域とする。』</p>
<p>（主たる事務所の所在地） 第3条 この会の主たる事務所は、〇〇市××町◎◎番地に置く。</p>	<p>「主たる事務所の所在地」は、規約において必ず規定しなければならない。</p> <p>左記のほか次のような定め方がある。</p> <p>『この会の主たる事務所は、会長宅に置く。』 『この会の主たる事務所は、「△△（施設の名称等）」に置く。』 など。</p>

条 文 例	逐 条 解 説 ( 留 意 点 )
<p>第2章 目的 (目的)</p> <p>第4条 この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。</p>	<p>「目的」は、規約において必ず規定しなければならない。</p> <p>左記の例では、「目的」と「事業」を分けて規定しているが、この形式にとらわれる必要はない。ただし、次の点に留意すること。</p> <p>① 活動内容は、具体的に記載すること。</p> <p>② 一部の活動を掲げるのではなく、活動全般を規定すること。</p>
<p>(事業)</p> <p>第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 会員相互の連絡事務に関する事 (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関する事 (3) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関する事 (4) 会員の福利厚生に関する事 (5) 集会施設の維持管理に関する事 (6) その他目的を達成するために必要な事業の実施に関する事。</p>	<p>すべての活動をできるだけ具体的に示すこと。ただし、政党に関する事項を掲げることはいない。左記のほか、事業の種類を列挙する方法もある(下記参照)。</p> <p>『第5条 (省略)</p> <p>(1) 保健体育に関する事業 (2) 環境、衛生、生活に関する事業 (3) 防火、防犯、交通安全に関する事業 (4) 文化教養の向上に関する事業 (5) 会員相互の連絡事務に関する事業 (6) 集会施設の維持管理に関する事業 (7) その他会員の福祉増進に関する事業』</p>
<p>第3章 会員 (会員)</p> <p>第6条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。</p>	<p>「構成員の資格に関する事項」として、規約に必ず次の2点を規定しなければならない。</p> <p>① 区域に住所を有する個人がすべて地縁による団体の構成員となり得ること。</p> <p>② 当該地縁による団体は、正当な理由がない限り、区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないこと。</p> <p>左記の第6条については、このうちの①について規定したものである。(②については、第8条第2項に規定している。)</p> <p>規定するにあたり、次の点に留意すること。</p> <p>① 地縁による団体の構成員は、当該団体の区域内に住所を有する個人に限られていること。したがって当該区域外の住民は、構成員になることができない。</p>

条文例	逐条解説（留意点）
	<p>②地縁による団体の構成員は、あくまで「個人」に限られていること。したがって、区域内に住所を有する法人・組合等の団体は「構成員」に含まれない。ただし、「賛助会員」（規約上、「会員」以外の名称を付して、賛助の意思を表したもの）等として規約に規定することを妨げるものではない。これを左記に追加して規定すると、次のようになる。</p> <p>『2 この会の活動を賛助しようとする、第1項に該当しない個人または団体にあつては、賛助会員となることができる。』</p>
<p>（会費）</p> <p>第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。</p>	<p>入会金を徴収する場合は、次のとおりとなる。</p> <p>『会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。』</p> <p>賛助会員を前条において規定している場合は、左記に次の規定を追加することとなる。</p> <p>『2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。』</p> <p>会費の額は、住民の意思を十分反映する必要があることから、総会で決定すべきである。金額を規約に規定する場合は、次のようになる。</p> <p>『第〇条 会の会費は、1世帯当たり月額×円とする。会員は、毎月10日までにこれを会計に納入するものとし、前納することができる。</p> <p>2 会員に特別の事情がある場合は、会費を減免することができる。』</p> <p>入会金がある場合には、次のとおりとなる。</p> <p>『第〇条 会の会費は、1世帯当たり月額×円とする。会員は、毎月10日までにこれを会計に納入するものとし、前納することができる。</p> <p>2 会の入会金は、1世帯当たり×円とする。</p> <p>3 会員に特別の事情がある場合は、会費または入会金を減免することができる。』</p>

条 文 例	逐 条 解 説 ( 留 意 点 )
<p>(入会)</p> <p>第8条 会員になろうとする者は、会長に届け出るものとする。</p> <p>2 この会は、正当な理由がない限り、この区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。</p> <p>3 この会の区域に入居した個人または団体に対して、この会は、これらの者に対し、この会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。</p>	<p>「構成員の資格に関する事項」として、規約に必ず次の2点を規定しなければならない。</p> <p>① 区域に住所を有する個人がすべて地縁による団体の構成員となり得ること。</p> <p>② 当該地縁による団体は、正当な理由がない限り、区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。</p> <p>左記の第8条第2項については、このうちの②について規定したものである。(①については、第6条に規定している。)</p> <p>入会の届出を入会申込書による場合は、次のとおりとする。</p> <p>『会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。』</p> <p>入会の届出に対し、役員会の承認を必要とする場合は、次のとおりとする。</p> <p>『会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。』</p> <p>賛助会員を規定している場合は、左記の例の第8条第1項を次のとおり改めることになる。</p> <p>『会員または賛助会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。』</p> <p>組長(班長)制度を採用し、経由して提出する場合は、次のとおりとなる。</p> <p>『会員になろうとする者は、入会申込書を組長(班長)を経由して 会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。』</p>
<p>(退会)</p> <p>第9条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。</p> <p>2 会員が次の各号に該当したときは、退会したものとみなす。</p> <p>(1) 会の区域内に住所を有しなくなったとき。</p> <p>(2) 死亡または失踪宣告をうけたとき。</p>	<p>組長(班長)制度を採用している場合は、次のとおりとする。</p> <p>『会員は、退会しようとする場合は、別に定める退会申込書を組長を経由し会長に提出しなければならない。』</p> <p>このほか、特に除名について規定する場合は、次のとおりとする。</p>

条 文 例	逐 条 解 説 ( 留 意 点 )
<p>(3) 会費を×年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。</p>	<p>『第×条 会員がこの会の名誉をき損し、またはその設立の趣旨に反する行為をしたときは、総会において総会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。』</p> <p>※公益法人の事例では、特別多数議決の割合は、4分の3程度としているようである。</p>
<p>( 拠 出 金 品 の 不 返 還 )</p> <p>第10条 退会した会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品については、これを返還しない。</p>	<p>除名について規定を置く場合は、左記の例を次のとおり改める。</p> <p>『退会した、または除名された会員が既に納入した入会金、会費 その他の拠出金品については、これを返還しない。』</p>
<p>第4章 役員 ( 役 員 の 種 別 )</p> <p>第11条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1人 (2) 副会長 ○人 (3) その他の役員 ○人 (4) 監事 ○人</p>	<p>「代表者に関する事項」は、規約において必ず規定しなければならない。</p> <p>代表者の選出方法、任期、代表者の権限、代表者に委託する事務等について規定するものである。※以降、第14条まで関連。</p> <p>「その他の役員」は、会長及び副会長とともに役員会を構成するが、その他の役員の中から、「会計」や「書記」等の担当役員を置くことも考えられる。</p> <p>その場合には、「会計担当役員は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。」「書記担当役員は、会務を記録する。」等、その他の役員についての職務を明らかにしておくのが適当である。</p> <p>※第13条と関連。</p>
<p>( 役 員 の 選 任 )</p> <p>第12条 役員は、総会において、賛助会員を除く会員の中から選任する。</p> <p>2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。</p>	

条 文 例	逐 条 解 説 ( 留 意 点 )
<p>( 役 員 の 職 務 )</p> <p>第13条 会長は本会を代表し、会務を統括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</p> <p>3 監事は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。</p> <p>(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。</p>	
<p>( 役 員 の 任 期 )</p> <p>第14条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p>	
<p>第5章 総会</p> <p>( 総 会 の 種 別 )</p> <p>第15条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。</p> <p>-----</p> <p>( 総 会 の 構 成 )</p> <p>第16条 総会は、賛助会員を除く会員をもって構成する。</p> <p>-----</p> <p>( 総 会 の 権 能 )</p> <p>第17条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。</p>	<p>「会議に関する事項」は、規約において必ず規定しなければならない。</p> <p>地縁による団体の通常総会及び臨時総会の招集方法、議決方法、議決 事項等を定めるものである。</p> <p>※以降、第30条まで関連。</p>



条 文 例	逐 条 解 説 ( 留 意 点 )
<p>(総会の開催)</p> <p>第18条 通常総会は、毎年度決算終了後 ○か月以内に開催する。</p> <p>2 臨時総会は、各号の一つに該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 会長が必要と認めたとき。</p> <p>(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。</p> <p>(3) 第13条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。</p>	<p>総会は、少なくとも年に1回開催しなくてはならない。</p>
<p>(総会の招集)</p> <p>第19条 総会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。</p>	
<p>(総会の議長)</p> <p>第20条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。</p>	<p>総会の議長は、表決権を行使することとなる以上、表記のように出席した会員の中から選出する必要があるが、会長は会員の中から選任されていることにより、「総会の議長は、会長がこれにあたる」と定めることも可能である。</p>
<p>(総会の定足数)</p> <p>第21条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。</p>	
<p>(総会の議決)</p> <p>第22条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。</p>	
<p>(会員の表決権)</p> <p>第23条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。</p> <p>2 賛助会員は表決権を有しない。</p>	

条 文 例	逐 条 解 説 ( 留 意 点 )
<p>(総会の書面表決権等)</p> <p>第24条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合における第21条及び第22条の規定の適用については、この会員は出席したものとみなす。</p>	
<p>(総会の議事録)</p> <p>第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)</p> <p>(3) 開催目的、審議事項及び議決事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及びその結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印をしなければならない。</p>	
<p>第6章 役員会</p> <p>(役員会の構成)</p> <p>第26条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。</p>	<p>その職務を考慮し、監事は役員会の構成員から外すことが望ましい。</p>
<p>(役員会の権能)</p> <p>第27条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 総会に付議すべき事項</p> <p>(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項</p> <p>(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p>	

条 文 例	逐 条 解 説 ( 留 意 点 )
<p>(役員会の招集等)</p> <p>第28条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。</p> <p>2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。</p> <p>3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに連絡をしなければならない。</p>	
<p>(役員会の議長)</p> <p>第29条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。</p>	
<p>(役員会の定足数等)</p> <p>第30条 役員会には、第21条、第22条、第24条及び第25条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。</p>	
<p>第7章 資産及び会計</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第31条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 別に定める財産目録記載の資産</p> <p>(2) 会費</p> <p>(3) 活動に伴う収入</p> <p>(4) 資産から生ずる果実</p> <p>(5) その他の収入</p>	<p>「資産に関する事項」は、規約において必ず規定しなければならない。</p> <p>資産(積極的財産をいう。負債は含まない。)の構成及び取得、処分等の管理方法等を定めるものである。</p> <p>※以降、第40条まで関連。</p>
<p>(資産の管理)</p> <p>第32条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の決議によりこれを定める。</p>	
<p>(資産の処分)</p> <p>第33条 本会の資産で第31条第1項に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会</p>	

条 文 例	逐 条 解 説 ( 留 意 点 )
<p>において○分の△以上の議決を要する。</p>	
<p>(経費の支弁) 第34条 本会の経費は、資産をもって支弁する。</p>	
<p>(事業計画及び予算) 第35条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。</p>	
<p>(事業報告及び決算) 第36条 本会の事業報告書及び決算は、会長が事業報告後、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。</p>	
<p>(会計年度) 第37条 本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、△月△日に終わる。</p>	
<p>第8章 規約の変更及び解散 (規約の変更) 第38条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、小田原市長の認可を受けなければ変更することはできない。</p>	
<p>(解散) 第39条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。</p>	

条 文 例	逐 条 解 説 ( 留 意 点 )
<p>( 残 余 財 産 の 処 分 )</p> <p>第40条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会の類似する目的を有する団体に寄付するものとする。</p>	
<p>第9章 雑則</p> <p>( 備 え 付 け 帳 簿 及 び 書 類 )</p> <p>第41条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。</p>	
<p>( 委 任 )</p> <p>第42条 規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。</p>	
<p>附 則</p> <p>1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。ただし、第38条については、小田原市長の認可を受けた日から施行する。</p>	

年 月 日

小 田 原 市 長 様

認可を受けようとする地縁による  
団体の名称及び事務所の所在地  
名 称  
所在地 小田原市

代表者の住所及び氏名  
住 所 小田原市  
氏 名

## 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

1. 規約
2. 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
3. 構成員の名簿
4. 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
5. 申請者が代表者であることを証する書類

※規約に基づき作成してください。

認可申請用

## 〇〇自治会総会議事録（作成例）

- 1 日 時 令和△△年×月××日 午後××時××分開会  
午後××時××分閉会
- 2 場 所 小田原市 ××××番地××公民館
- 3 出席者 \_\_\_\_\_人（委任状による出席者を含む）  
          └─▶自治会加入者の過半数か、又は規約に定められている定足数以上）  
（欠席者 \_\_\_\_\_人）
- 4 総会に付した議案
  - (1) 議長の選出について
  - (2) 議事録署名人の選任について
  - (3) 議案
    - ア ××地区自治会規約の一部改正について
    - イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項に規定する地縁による団体の認可申請について
    - ウ 役員〇〇 〇〇を会の代表にすることについて
    - エ 自治会区域の変更について
- 5 議 事
  - (1) 開 会
  - (2) 議長選出  
「会長一任」との声により、会長が〇〇 〇〇氏を推薦、会員からの拍手により、議長に選出。
  - (3) 議事録署名人選出  
「議長一任」との声により、議長が△△地区の〇〇 〇〇氏と△△地区の〇〇 〇〇氏を選出
  - (4) 議 事
    - ア ××地区自治会規約の一部改正について  
標記のことについては、別添資料（省略）のとおり賛成多数により承認可決。
    - イ 地方自治法第260条の2第2項に規定する地縁による団体の認可申請について  
××公民館の敷地及び建物を登記するため、標記認可申請をすることについては賛成多数により可決。
    - ウ 役員〇〇 〇〇を上記イに係る会の代表者とすることについては、賛成多数で同意。

エ 区域の変更について

当自治会の区域を別図（省略）のとおり変更することについて、賛成多数で承認。

以上会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名又は記名押印する。

令和△△年×月×○日

**※規約で署名・押印と定めている場合は署名・押印**

議 長 ○○ ○○ 印

議事録署名人 ○○ ○○ 印

議事録署名人 ○○ ○○ 印

**【注意】** 上記までが議事録本書となり、自治会において保管願います。

**認可の申請の際にご提出いただくのは、この議事録本書をコピーしたものです。**





# 承 諾 書

わたしは \_\_\_\_\_ 自治会の代表者となり、当地縁による団体の法人化の認可申請をすることを承諾いたします。

年 月 日

住所 小田原市

氏名

年 月 日

小 田 原 市 長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

### 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 46 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

#### 記

○ 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地
	m <sup>2</sup>	

・土地

地 目	面 積	所 在 地
	m <sup>2</sup>	

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をするについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

年 月 日

小 田 原 市 長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 \_\_\_\_\_

所在地 小田原市 \_\_\_\_\_

代表者の住所及び氏名

住 所 小田原市 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

### 規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、  
別添書類を添えて申請します。

( 別 添 書 類 )

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

年 月 日

小 田 原 市 長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地 小田原市

代表者の住所及び氏名

住 所 小田原市

氏 名

### 告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

#### 記

1 変更があった事項及びその内容

変更事項：代表者の氏名及び住所

変更前

変更後

2 変更の年月日

年 月 日

3 変更の理由

任期満了による代表者の交替

年 月 日

小 田 原 市 長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地 小田原市

代表者の住所及び氏名

住 所 小田原市

氏 名

### 告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

#### 記

1 変更があった事項及びその内容

ア 事務所の所在地の変更

変更前.....

変更後.....

イ 代表者の変更

変更前 住所.....

氏名.....

変更後 住所.....

氏名.....

2 変更の年月日

年 月 日

3 変更の理由

任期満了による代表者の交替

年 月 日

小 田 原 市 長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地 小田原市

代表者の住所及び氏名

住 所 小田原市

氏 名

### 告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

#### 記

1 変更があった事項及びその内容

変更事項：

変更前

変更後

2 変更の年月日

年 月 日

3 変更の理由

〇〇自治会総会議事録（作成例）

- 1 日 時 令和△△年×月××日 午後××時××分開会  
午後××時××分閉会
- 2 場 所 小田原市 ××××番地××公民館
- 3 出席者 \_\_\_\_\_人（委任状による出席者を含む）  
↳自治会加入者の過半数か、又は規約に定められている定足数以上）  
（欠席者 \_\_\_\_\_人）
- 4 総会に付した議案
  - (1) 議長の選出について
  - (2) 議事録署名人の選任について
  - (3) 議案
    - ア 令和××年度事業報告について
    - イ 令和××年度会計報告について
    - ウ 自治会規約の一部改正について
    - エ 令和△△年度役員の選出について
    - オ 令和△△年度事業計画について
    - カ 令和△△年度予算について
- 5 議 事
  - (1) 開 会
  - (2) 議長選出  
「会長一任」との声により、会長が山田一郎氏を推薦、会員からの拍手により、議長に選出。
  - (3) 議事録署名人選出  
「議長一任」との声により、議長が町田五郎氏と山川太郎氏を選出。
  - (4) 議 事
    - ア 令和××年度事業報告について  
標記のことについて、会長から報告があり、賛成多数により承認された。
    - イ 令和××年度会計報告について  
標記のことについて、会計から報告があり、賛成多数により承認された。
    - ウ 自治会規約の一部改正について  
標記のことについて、別添資料（省略）のとおり賛成多数により承認可決された。



エ 令和△△年度役員を選出について

新年度役員候補者について会員に諮ったところ、執行部一任との声があり、新年度役員候補者として次の者を推薦し、賛成多数で全員承認された。

会長	小田原 一郎	小田原市	▽▽▽	〇〇〇番地
副会長	梅田 太郎	小田原市	▽▽▽	×××番地
	山川 次郎	小田原市	▽▽▽	×〇番地
会計	山田 花子	小田原市	▽▽▽	〇〇×番地
監事	桜田 三郎	小田原市	▽▽▽	〇×〇番地
	黒松 四郎	小田原市	▽▽▽	××〇番地

オ 令和△△年度事業計画について

標記のことについて、会長から説明があり、原案どおり賛成多数により承認された。

カ 令和△△年度予算について

標記のことについて、会計から説明があり、原案どおり賛成多数により承認された。

以上会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名又は記名押印する。

令和△△年×月×〇日

**※規約で署名・押印と定めている場合は署名・押印**

議 長 山田 一郎 ㊟  
議事録署名人 町田 五郎 ㊟  
議事録署名人 山川 太郎 ㊟

**【注意】** 上記までが議事録本書となり、自治会において保管願います。

**認可の申請の際にご提出いただくのは、この議事録本書をコピーしたものです。**

## 地方自治法（抜粋）

- 第260条の2** 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。
- 2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。
- 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。
  - 二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
  - 三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。
  - 四 規約を定めていること。
- 3 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
- 一 目的
  - 二 名称
  - 三 区域
  - 四 主たる事務所の所在地
  - 五 構成員の資格に関する事項
  - 六 代表者に関する事項
  - 七 会議に関する事項
  - 八 資産に関する事項
- 4 第2項第2号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。
- 5 市町村長は、地縁による団体が第2項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第1項の認可をしなければならない。
- 6 第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
- 7 第1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- 8 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- 9 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- 10 市町村長は、第1項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

- 11 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
  - 12 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第 10 項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
  - 13 認可地縁団体は、第 10 項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
  - 14 市町村長は、認可地縁団体が第 2 項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第 1 項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
  - 15 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 4 条及び第 78 条の規定は、認可地縁団体に準用する。
  - 16 認可地縁団体は、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第 2 条第 6 号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第 37 条の規定を適用する場合には同条第 4 項中「公益法人等（ 」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに」と、同法第 66 条の規定を適用する場合には同条第 1 項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第 2 項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第 3 項中「公益法人等（ 」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び」とする。
  - 17 認可地縁団体は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第 3 に掲げる法人とみなす。
- 第 260 条の 3** 認可地縁団体の規約は、総構成員の 4 分の 3 以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 第 260 条の 4** 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年 1 月から 3 月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。
- 2 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。
- 第 260 条の 5** 認可地縁団体には、1 人の代表者を置かなければならない。
- 第 260 条の 6** 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議

に従わなければならない。

**第 260 条の 7** 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

**第 260 条の 8** 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

**第 260 条の 9** 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

**第 260 条の 10** 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

**第 260 条の 11** 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、1 人又は数人の監事を置くことができる。

**第 260 条の 12** 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

**第 260 条の 13** 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年 1 回、構成員の通常総会を開かなければならない。

**第 260 条の 14** 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

- 2 総構成員の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の 5 分の 1 の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

**第 260 条の 15** 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも 5 日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

**第 260 条の 16** 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

**第 260 条の 17** 認可地縁団体の総会においては、第 260 条の 15 の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

**第 260 条の 18** 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

- 2 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。
- 3 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に

代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第260条の19の2において同じ。）により表決することができる。

4 前3項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

**第260条の19** 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

**第260条の19の2** この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

2 この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

3 この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

4 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

**第260条の20** 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 第260条の2第14項の規定による同条第1項の認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。
- 六 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

**第260条の21** 認可地縁団体は、総構成員の4分の3以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

**第260条の22** 認可地縁団体はその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

**第260条の23** 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

**第260条の24** 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

**第260条の25** 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求に

より又は職権で、清算人を選任することができる。

**第 260 条の 26** 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

**第 260 条の 27** 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

**第 260 条の 28** 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、2月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3 認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第1項の公告は、官報に掲載してする。

**第 260 条の 29** 前条第1項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

**第 260 条の 30** 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

**第 260 条の 31** 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

3 前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

**第 260 条の 32** 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
- 第 260 条の 33** 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 第 260 条の 34** 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
  - 二 解散及び清算の監督に関する事件
  - 三 清算人に関する事件
- 第 260 条の 35** 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 第 260 条の 36** 裁判所は、第 260 条の 25 の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。
- 第 260 条の 37** 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。
- 2 前 2 条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。
- 第 260 条の 38** 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。
- 第 260 条の 39** 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。
- 2 前項の決議は、総構成員の 4 分の 3 以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
  - 3 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。
  - 4 第 260 条の 2 第 2 項及び第 5 項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第 2 項第 1 号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。
- 第 260 条の 40** 認可地縁団体は、前条第 3 項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から 2 週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 2 認可地縁団体は、前条第 3 項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から 2 週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、2 月を下ることができない。
- 第 260 条の 41** 債権者が前条第 2 項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承

認したものとみなす。

- 2 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
- 3 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前2項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

**第260条の42** 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

**第260条の43** 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体が行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

**第260条の44** 市町村長は、第260条の41第3項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第260条の39第3項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

- 2 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
- 3 合併により設立した団体は、第1項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。
- 4 第1項の規定により告示した事項は、第260条の2第10項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。
- 5 第260条の4第1項の規定は、第1項の規定による告示があつた場合について準用する。

**第260条の45** 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第260条の39第3項の認可を取り消すことができる。

- 一 第260条の39第3項の認可をした日から6月を経過しても第260条の41第3項の規定による届出がないとき。
- 二 認可地縁団体が不正な手段により第260条の39第3項の認可を受けたとき。

- 2 前条第1項の規定による告示後に前項（第2号に係る部分に限る。）の規定により第260条の39第3項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。
- 3 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。
- 4 前2項に規定する場合には、各認可地縁団体の第2項の債務の負担部分及び前項の



財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

**第 260 条の 46** 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 2 条第 10 号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、10 年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市長村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
  - 二 当該認可地縁団体が当該不動産を 10 年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
  - 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
  - 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。
- 2 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第 5 項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、3 月を下つてはならない。
- 3 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第 1 項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。
- 4 市町村長は、前項の規定により第 1 項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第 2 項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第 1 項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。
- 5 第 2 項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第 1 項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

**第 260 条の 47** 不動産登記法第 74 条第 1 項の規定にかかわらず、前条第 4 項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第 18 条に規定する申請情

報をいう。次項において同じ。)と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第1項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

- 2 不動産登記法第60条の規定にかかわらず、前条第4項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第1項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

**第260条の48** 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）により、50万円以下の過料に処する。

- 一 第260条の22第2項又は第260条の30第1項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。
- 二 第260条の28第1項又は第260条の30第1項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- 三 第260条の40第1項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 四 第260条の40第2項又は第260条の41第2項の規定に違反して、合併をしたとき。

## 第4 Q&A

Q1 自治会等が地縁による団体として認可されると、市の指揮監督下に置かれることになるのですか。

A1 地方自治法260条の2の趣旨は、市が認可を行うことにより自治会等が権利義務の主体となることであり、この際の市の関与は自治会等が権利義務の主体となるための必要な要件を充足しているかどうかを確認するにとどまるものです。

したがって、認可後であっても、従来からの自治会等と同様住民が自主的に組織して活動するものであり、市の行政権限を分担したり、市の下部組織とみなされたりするようなことはありません。

Q2 不動産等を保有していなくても、地縁による団体として認可の対象となりますか。

A2 地方自治法260条の2第1項に規定されている認可の目的は、「地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにするため」となっており、不動産などを保有する目的がない地縁による団体であっても認可の対象となります。

Q3 不動産を保有している自治会は、すべて法人化しなければならないのですか。

A3 名義変更や相続などが問題なくできており、将来もトラブルが見込まれないのであれば、必ずしも法人化する必要はありません。

Q4 令和3年11月26日施行の地方自治法260条の2第1項の規定において、認可目的としての「不動産又は不動産に関する権利等の保有」が削除されたのは、どのような背景があったのでしょうか。

A4 近年の認可地縁団体の活動の幅の広がりを踏まえ、集会所のような不動産を保有しなくとも、今後は高齢者等への生活支援や地域交通の維持、地域の特産品開発・マーケット運営等の経済活動も含めた幅広い活動を行う団体が認可されることを想定したものです。

Q5 認可の目的が「地域的な共同活動を円滑に行うため」と改められましたが、これにより法人格を得る団体として、どのような目的を持った団体を想定していますか。また、今後認可地縁団体となるメリットはありますか。

A5 法人格を取得する目的として、①継続した活動基盤の確立、②法人が契約主体となることによる事業活動の充実化、③法律上の責任の所在の明確化、④個人財産と法人財産との混同防止、⑤対外的な信用の獲得等が考えられます。従来、認可の目的が不動産等の保有に限定されていることにより、不動産を保有しない団体がリサイクル品の集団回収や防犯灯のLED化等の業者との契約や銀行口座を団体名義で行うことを断念した事例などがあり、こうした団体に法人化の道が開かれることになります。

**Q6 申請には費用がかかりますか。**

A6 市への認可の申請自体は無料です。認可後、法務局で行っていただく登記の手続きには登録免許税が課税されます。

登記の手続きで必要な認可地縁団体の証明書は、市が1通300円で交付します。また、印鑑登録が必要な場合も、登録自体は無料ですが、印鑑登録証明書は1通300円で交付します。

**Q7 申請をしてからどれぐらいで認可されますか。**

A7 書類の不備や内容に問題がなければ、2週間程度で認可されます。

**Q8 保有財産の一部に、神社の祠や墓地がありますが、このような宗教的な資産を保有していても認可の対象となりますか。**

A8 地縁団体はいわゆる公共団体ではなく、一定の区域に住居を有する者の地縁に基づいて形成された団体であり、宗教的活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限を定めた憲法上の規定との関係が生じることはありません。地方自治法においても規定は設けられていないので、神社の祠や墓地を保有していても問題はありません。

**Q9 自治会の区域に飛地があっても、認可の対象となりますか。**

A9 地域としてまとまっている実態があれば、飛地があっても認可の対象になります。

**Q10 現に構成員となっている者の「相当数」とはどれぐらいをいうのですか。**

A10 明確な規定はありませんが、その区域の住民の過半数をひとつの目安としています。

**Q11 未成年者を構成員から除外することは可能でしょうか。**

A11 地縁による団地の構成員は、区域に住所を有する個人であり、区域に住所を有すること以外には年齢、性別、国籍等の条件は付せないこととされています。したがって、未成年者等制限行為能力者であることをもって構成員から除外することはできません。

なお、未成年者等制限行為能力者の表決権の行使に当たっては、民法の規定に従って同定代理人の同意を要する場合があります。

**Q12 構成員の名簿には、世帯主だけでなく、配偶者や生まれたばかりの赤ちゃんも記載する必要がありますか。**

A12 構成員であるならば記載する必要があります。ここでいう構成員とは、年齢や性別を問わない住民個人ですので、世帯主以外の配偶者や赤ちゃん、また、未成年や外国人も全て構成員となることができます。

**Q13 良好な地域社会の維持及び形成に資する活動とは、具体的にどのような活動ですか。**

A13 その区域における集会施設の維持管理、清掃等の環境整備、高齢者の慰問等の社会福祉活動、スポーツ大会などのレクリエーション活動等のことです。

**Q14 総会の表決権を個人単位ではなく、世帯単位にすることはできますか。**

A14 認可地縁団体は、構成員を世帯ではなく個人でとらえますので、表決権も個人単位となります。ただし、世帯単位の表決とすることが合理的であると認められる事項や、構成員の利害にさほど影響のない事項については、世帯単位の表決とする旨を規約に定めることは可能です。

しかし、規約の変更、財産処分、会の解散等の重要事項の議決に関しては、個人単位での表決が必須となります。自治会の実態に見合わないのであれば、書面での表決や他の会員への表決の委任(委任状の提出等)といった方法を取り、その旨を規約に定める必要があります。

なお、未成年者等の制限行為能力者の表決権については、民法の規定に従い、法定代理人(親権者等)が本人に代わって表決権を行使することとなります。

**Q15 令和3年9月1日施行の地方自治法260条の18第3項に規定される電磁的方法による表決とは具体的に何を指しますか。**

A15 具体的には、電子メールなどによる送信、Webサイト、アプリケーションを利用した表決、磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法などが考えられます。